

東京アクアシンフォニー協賛要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、お台場海浜公園水域において整備される噴水施設「東京アクアシンフォニー」(以下「噴水」という。)の趣旨に賛同する法人、その他団体又は個人(以下「企業等」という。)が、東京アクアシンフォニー実行委員会(以下「実行委員会」という。)に協賛する際に必要な事項を定めるものとする。

(協賛の種類)

第2条 この要綱において、協賛とは、企業等が、実行委員会が実施する事業に要する資金(以下「協賛金」という。)を提供することをいう。

(協賛の申込等)

第3条 企業等は、東京アクアシンフォニー協賛申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を実行委員長に提出するものとする。

2 実行委員長は、前項の申込書の提出があった場合、第7条第1項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、速やかに受理し、申込者に対して東京アクアシンフォニー協賛受理書(様式第2号。以下「受理書」という。)により受理した旨を通知するものとする。

(協賛金の納入等)

第4条 資金協賛については、受理書の通知を受けた申込者が、実行委員長が指定する口座に協賛金を納入することによって行うものとする。

2 実行委員長は、協賛金を納入した企業等が領収書の発行を希望するときは、領収書を発行することができる。

(協賛の特典等)

第5条 第4条第1項の規定により協賛を行った企業等(以下「協賛者」という。)の特典は、別表「東京アクアシンフォニー協賛特典一覧」のとおりとする。

2 実行委員長が必要と認めるときは、特典一覧以外の新たな特典を追加する場合がある。

(協賛金の使途)

第6条 協賛金は、その全てを実行委員会の経費に充て、目的外には一切使用しないものとする。

(協賛申込の不受理等)

第7条 実行委員長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨を通知する。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は噴水を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者
- (3) 法令又は公序良俗に反する者
- (4) 噴水の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある者
- (5) その他、実行委員長が不相当と判断する者

2 実行委員長は、申込書を受理された者が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金又は協賛物品を返戻する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協賛に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和7年9月19日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年2月12日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年2月13日から施行する。